

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	泉 信也 (自民)	河合 常則 (自民)	下田 敦子 (民主)
理事	市川 一朗 (自民)	山東 昭子 (自民)	千葉 景子 (民主)
理事	鶴保 庸介 (自民)	世耕 弘成 (自民)	羽田 雄一郎 (民主)
理事	森元 恒雄 (自民)	中村 博彦 (自民)	平田 健二 (民主)
理事	朝日 俊弘 (民主)	藤野 公孝 (自民)	松下 新平 (民主)
理事	佐藤 泰介 (民主)	真鍋 賢二 (自民)	山根 隆治 (民主)
理事	佐藤 道夫 (民主)	山下 英利 (自民)	澤 雄二 (公明)
理事	福本 潤一 (公明)	吉田 博美 (自民)	西田 実仁 (公明)
	浅野 勝人 (自民)	吉村 剛太郎 (自民)	大門 実紀史 (共産)
	荒井 正吾 (自民)	伊藤 基隆 (民主)	又市 征治 (社民)
	岡田 広 (自民)	家西 悟 (民主)	長谷川 憲正 (国日)
	荻原 健司 (自民)	島田 智哉子 (民主)	(17.9.21 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出2件(うち、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出1件)であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

政治資金規正 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第4号)は、政党及び政治資金団体以外の政治団体間の寄附を同一の政治団体に対しては年間5,000万円以下に制限する措置を講ずるとともに、政治資金団体に係る寄附の方法について預貯金の口座への振込みによることを義務付けようとするものである。また、**政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第9号)**は、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で起草されたものであり、その内容は政治団体の支部が解散したときは当該政治団体の本部が支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって支部が解散した旨を届け出ることができるようにするものである。

委員会では、両案を一括議題として審査を行い、今回の法改正による政治団体間の寄附制限の実効性、迂回献金の規制を導入しなかった理由、インターネットやメディアを活用した選挙制度の構築、政治資金の透明性確保に関する提案者及び政府の見解、政治資金報告書についての外部監査導入の是非、企業・団体献金が抱える問題を国会議員が認識する必要性、政治資金規正法に関する課題への今後の取組、政治団体の本部が支部の解散届を提出できることとした趣旨、政党支部が解散した事実がない場合に政党本部が提出した解散届の有効性等の質疑が行われ、両案はそれぞれ多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成17年9月21日（水）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成17年10月19日（水）（第2回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第4号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員佐田玄一郎君から趣旨説明を聴き、

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第9号）（衆議院提出）について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長遠藤武彦君から趣旨説明を聴いた。

○平成17年10月21日（金）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第4号）（衆議院提出）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第9号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員佐田玄一郎君、同早川忠孝君、同高木陽介君、同佐藤茂樹君、提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理鳩山邦夫君及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕家西悟君（民主）、小川勝也君（民主）、大門実紀史君（共産）、長谷川憲正君（国日）

（衆第4号）賛成会派 自民、公明、国日

反対会派 民主、共産

欠席会派 社民

（衆第9号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、国日

欠席会派 社民

○平成17年10月28日（金）（第4回）

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第4号）

【要旨】

本法律案は、政党及び政治資金団体以外の政治団体間の寄附を、同一の政治団体に対しては年間5,000万円以下に制限する措置を講ずるとともに、政治資金団体に係る寄附の方

法について預貯金の口座への振込みによることを義務付けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、政治団体間における寄附の制限

政治団体（政党及び政治資金団体を除く。以下同じ。）のする政治活動に関する寄附は、同一の政治団体に対しては、年間5,000万円を超えてすることができない。

二、政治資金団体に係る寄附の銀行振込み

- 1 何人も、預金等の口座への振込みによることなく、政治資金団体に対して寄附（1,000円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付けによる寄附を除く。）をしてはならない。
- 2 政治資金団体は、預金等の口座への振込みによることなく、政治活動に関する寄附（1,000円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付けによる寄附を除く。）をしてはならない。
- 3 何人も、1又は2に違反してされる寄附を受けてはならない。
- 4 1又は2に違反してされる寄附及び3に違反して受けた寄附に係る金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとする。

三、罰則

一に違反して寄附をした者及び一に違反して寄附を受けた者（団体にあっては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

四、施行期日

この法律は、平成18年1月1日から施行する。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第9号）

【要旨】

本法律案は、政治団体の支部が解散したときは、当該政治団体の本部が、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、当該支部が解散した旨を届け出ることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、政治団体の本部による支部の解散の届出

政治団体の本部は、当該政治団体の支部が解散したときは、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、当該支部が解散した旨及びその年月日の届出をすることができる。この場合においては、当該政治団体の本部は、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、当該届出をした旨を通知しなければならない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。